

# 八女市国土強靱化地域計画

令和3年3月

八 女 市

# 目 次

## はじめに

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 策定体制	1

## 第1章 本市の地域特性

1 市域の概況	2
2 災害の想定	3

## 第2章 地域強靱化の基本的な考え方

1 基本目標	4
2 地域強靱化を推進する上での基本的な方針	4

## 第3章 本市の強靱化の現状と課題、施策の推進方針

1 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態	6
2 脆弱性評価と施策の推進方針の考え方	10
3 リスクシナリオごとの施策の推進方針一覧	12

## 第4章 計画推進の方策

1 計画の推進体制	117
2 計画の進捗管理と見直し	117

# はじめに

## 1 計画策定の趣旨

わが国では、東日本大震災や平成 28 年 4 月の熊本地震、全国各地での大型台風、豪雨災害など、これまで数多くの大規模な災害に見舞われ、その都度、長い時間をかけて復旧・復興を遂げてきた。

本市では、甚大な被害を受けた平成 24 年九州北部豪雨をはじめとした過去の災害を教訓に、地域防災計画の見直しやハザードマップの作成など、防災・減災に向けた取組を進めている。

このような中、国は、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を総合的、計画的に実施するため、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。）を公布・施行し、平成 26 年 6 月に「国土強靱化基本計画」（以下、「基本計画」という。）を策定した。また、福岡県は、平成 28 年 3 月に「福岡県地域強靱化計画」（以下、「県地域計画」という。）を策定している（令和元年 6 月改定）。

八女市国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）は、基本計画及び県地域計画を踏まえ、いかなる自然災害が発生しようとも、市民の生命・財産を守り、迅速な復旧復興に資する、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域・経済社会の構築に向けた、本市の強靱化に関する指針として策定するものである。

## 2 計画の位置付け

本計画は、基本法第 13 条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、県地域計画が本市を包含する県土全域に係る計画であることを踏まえ、同計画との連携・役割分担を図るものである。

また、国土強靱化に係る本市の他の計画等の指針となるものとして、本市の最上位計画である「八女市総合計画」、災害対策基本法に基づく「八女市地域防災計画」などと連携を図りながら策定するものである。

## 3 策定体制

令和元年 12 月、各部長及び議会事務局長で構成する「八女市国土強靱化地域計画策定委員会」を設置し、全庁的に策定作業を進めた。

また、地域の強靱化の効果的な推進を図るため、令和 3 年 3 月、国土強靱化に関連の深い政策・施策分野について識見を有する者や企業・団体等で構成する「八女市防災会議」の意見を聴取した上で計画を策定した。

# 第1章 本市の地域特性

## 1 市域の概況

### 【位置】

本市は福岡県の南部に位置し、北は広川町、久留米市、うきは市、西部は筑後市、みやま市、南は熊本県山鹿市、和水町、東は大分県日田市と接している。

本市の面積は482.53㎢で、県内では北九州市に次ぐ広大な面積であり、西部は平野で、東及び南東部は森林が大半を占めている。

大分県境の釈迦岳に源を発する矢部川は、北部の耳納山地に源を発する星野川と八女市街地東部で合流し、扇状地を形成している。



### 【地質】

本市西部の地質は、矢部川の扇状地を中心に沖積層で形成され、市東部の地質は、主として雲母片岩を母岩とする秩父古生層並びに凝灰質角礫岩、輝石安山岩を母岩とする第三紀熔岩で形成されている。

山間部は、全体的に急斜面の上、脆弱であり、地すべり等の危険箇所が多く点在している。

### 【気候】

本市の気候は、地理的、地勢的に複雑な環境にあり、季節の推移だけでなく、同じ季節でも市西部の平坦部と東部の中山間地により、差異が認められる。

年平均気温は約15℃、年平均降水量は2,080mm程度で、比較的温暖であるといえるが、冬季は山間地の一部で積雪等のため交通障害を招くこともある。

## 2 災害の想定

市域において想定される自然災害は、風水害及び地震であるが、その他あらゆる災害や想定を上回る災害の発生にも対応し得る対策をとる必要がある。

### 【風水害】

#### (1) 台風による風水害

台風の接近による強風により、建築物の倒壊や倒木、交通障害、停電等の発生、また、台風周辺の活発な雨雲による激しい雨により、洪水・浸水害、土砂災害等の発生が想定される。

#### (2) 大雨による災害

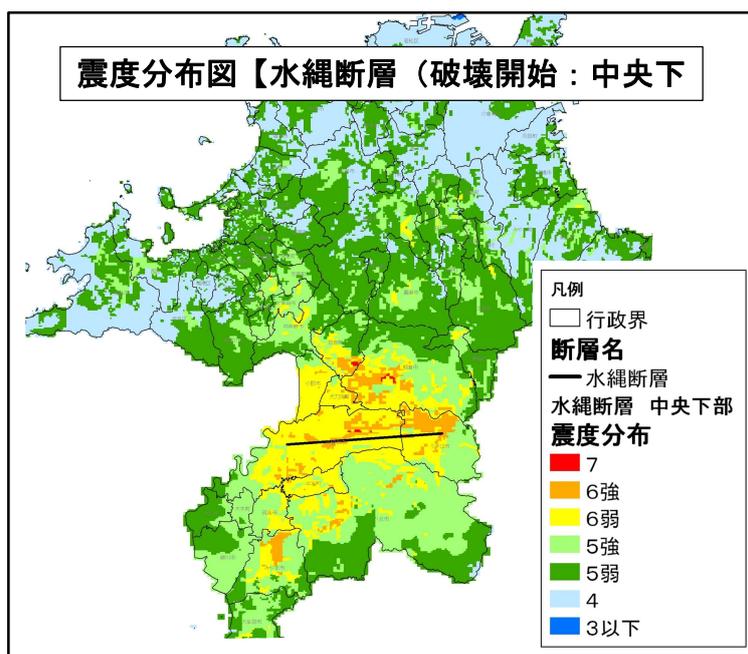
大雨による災害は、主に梅雨前線によるもので、本市では平成24年九州北部豪雨により市域全域に大きな被害が発生した。

水防法第14条に定める想定最大規模降雨ではこれを超える降雨が想定されており、洪水・浸水害、土砂災害、また、これらに伴う建築物被害、交通障害等の発生が想定される。

### 【地震】

地震については、福岡県が実施した「地震に関する防災アセスメント調査報告書（平成24年3月）」を基本として、震源や震度、地震被害等を想定する。

本市では、平成28年熊本地震において震度5弱を記録したが、最も近い水縄断層でマグニチュード7.2の地震が発生した場合、市内で最大で震度6強の揺れが想定されている。これに伴い、河川周辺や地形改変地等における液状化や地震動や斜面崩壊による建物被害、地震火災被害が想定される。



参考：福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書

## 第2章 地域強靱化の基本的な考え方

### 1 基本目標

国が基本計画に掲げる基本目標を踏まえ、以下のとおり設定する。

#### 基本目標

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

### 2 地域強靱化を推進する上での基本的な方針

基本計画及び県地域計画との調和・整合を図る観点から、国・県の基本的な方針に準ずることとした上で、本市の地域の特性を踏まえ、特に以下の点に留意して地域強靱化を推進する。

#### 【強靱化の取組姿勢】

- (1) 強靱性を損なう原因へのあらゆる側面からの検証を踏まえた長期的な視点に基づき計画的に取り組むとともに、PDCAサイクルによる施策の適切な進捗管理を図る。
- (2) 災害に対する「抵抗力」、「回復力」、「適応力」を強化し、社会・経済システムが有する「基礎体力（潜在力）」の向上を図る。
- (3) 被災による影響が大きい、あるいは復旧に時間を要する、インフラ施設や電源設備、住民への情報伝達手段などの代替性・冗長性を確保する。

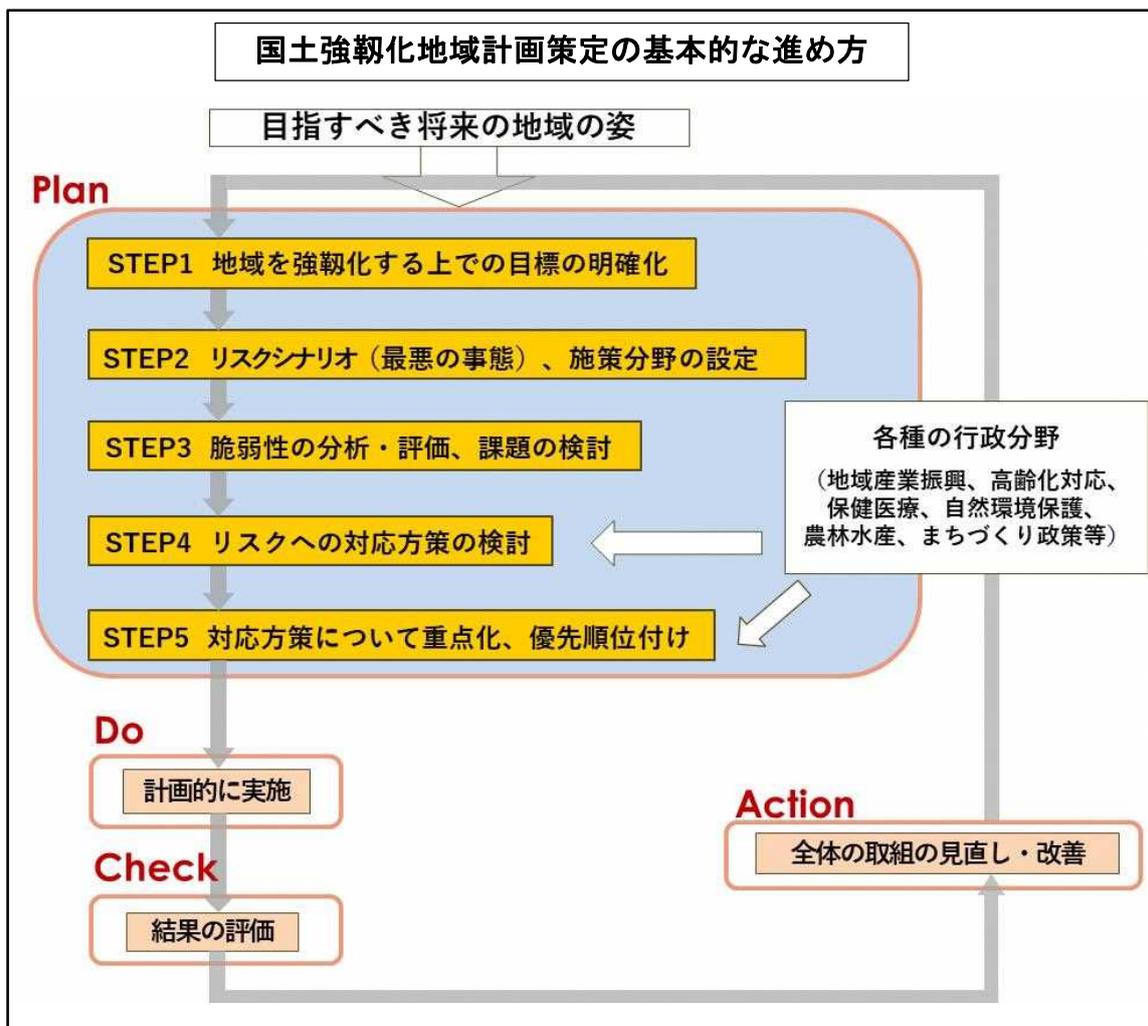
#### 【取組の効果的な組み合わせ】

- (4) 防災施設等の整備や耐震化等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- (5) 国や県、他自治体はもとより、企業・団体等との連携の重要性を踏まえ、平常時からの訓練等を通じて連携強化を図るとともに、災害時の相互応援体制の実効性を確保する。

- (6) 「自助」、「共助」の主体的な取組を推進するとともに、これらと「公助」を適切に組み合わせて連携を図り、それぞれの特性を生かした役割分担により、一体的かつ効果的な取組を推進する。
- (7) 災害時のみならず平常時の活用も念頭においた対策となるよう工夫する。

### 【地域の特性に応じた施策の推進】

- (8) 公共施設やインフラ施設の老朽化・耐震化に対応するため、関連計画等に基づき、効率的かつ効果的な対策の実施及び適切な維持管理を行う。
- (9) 地域コミュニティ機能の向上を図るとともに、地域における強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境を整備する。
- (10) 女性、高齢者、子供、障がい者、外国人などの要配慮者の実情を踏まえたきめ細やかな対策を講じる。



参考：国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第6版）策定・改定編

## 第3章 本市の強靱化の現状と課題、施策の推進方針

### 1 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態

国の基本計画では、国土強靱化を推進する上で最も重要な目標として、8つの「事前に備えるべき目標」と45の「起きてはならない最悪の事態」が設定され、県地域計画では、県の地理的条件、社会・経済的条件、災害特性や懇談会の意見等を踏まえて、8つの「事前に備えるべき目標」と30の「起きてはならない最悪の事態」が設定されている。

本計画では、本市の地理的条件、社会・経済的条件や災害特性等を踏まえて整理・統合を行い、8つの「事前に備えるべき目標」と30の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定した。

#### 事前に備えるべき目標

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤ 生活・経済活動に必要なエネルギー・ライフラインを確保するとともに、これを早期に復旧させる
- ⑥ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

## 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	市民の災害に関する認識が十分でないことに起因する死傷者の発生
		1-2	地震に起因する建物の倒壊等による死傷者の発生
		1-3	大規模な火災による死傷者の発生
		1-4	風水害による死傷者の発生
		1-5	土砂災害による死傷者の発生
		1-6	情報伝達の不備による死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	水・食料等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	消防等の被災による救助・救急活動の停滞
		2-3	長期にわたる孤立地域等の発生
		2-4	大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5	被災地における医療・福祉機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症の大規模発生 不十分な健康管理による被災者の健康状態の悪化
		2-7	劣悪な避難生活環境による被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	情報通信の麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能
5	生活・経済活動に必要なエネルギー・ライフラインを確保するとともに、これを早期に復旧させる	5-1	エネルギーの長期にわたる供給停止
		5-2	上水道等の長期にわたる供給停止
		5-3	汚水処理施設等の長期にわたる機能停止
		5-4	交通インフラの長期にわたる機能停止
		5-5	防災インフラの長期にわたる機能不全
6	経済活動を機能不全に陥らせない	6-1	企業の生産力低下や経済活動の機能不全
		6-2	食料等の安定供給の停滞
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震・火災等による住宅地の被害拡大
		7-2	ため池等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生
		7-3	有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大
		7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		8-2	人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失
		8-4	地域コミュニティの崩壊

## 【持続可能性を追求するための取組】

本計画は、世界規模での社会・環境問題、そして我が国における人口減少や少子高齢化の進行などに対応し、多様性と包摂性のある持続可能な世界を実現するという壮大なチャレンジとして掲げられたSDGsの達成のために、地方自治体レベルで取り組んでいくための指針としての役割を担っている。

### SDGsとは

「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、国連加盟193か国が令和12（2030）年までに達成するための目標として、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択されたものであり、包括的な17のゴール（目標）とその下位目標である169のターゲットにより構成されるものです。

我が国においても、「SDGsアクションプラン2019」が策定され、豊かで活力のある「誰一人取り残さない」社会を実現するため、一人一人の保護と能力強化に焦点を当てた「人間の安全保障」の理念に基づき、世界の「国づくり」と「人づくり」に貢献していくこととされ、地方自治体においてもSDGsに向けた取組が求められています。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



### 《5つの特徴》

- ◇**普遍性**：先進国を含めて、すべての国が行動
- ◇**包摂性**：人間の安全保障の理念を反映し、「誰一人取り残さない」
- ◇**参画性**：全てのステークホルダーが役割を
- ◇**統合性**：社会・経済・環境に統合的に取り組む
- ◇**透明性**：定期的にフォローアップ

### 《5つの要素》

- ◇**People** 人間
- ◇**Prosperity** 豊かさ
- ◇**Peace** 平和
- ◇**Partnership** パートナーシップ
- ◇**Planet** 地球

	<p><b>1. 貧困をなくそう</b> あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ</p>		<p><b>10. 人や国の不平等をなくそう</b> 国内および国家間の格差を是正する</p>
	<p><b>2. 飢餓をゼロに</b> 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する</p>		<p><b>11. 住み続けられるまちづくりを</b> 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする</p>
	<p><b>3. すべての人に健康と福祉を</b> あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p>		<p><b>12. つくる責任 つかう責任</b> 持続可能な消費と生産のパターンを確保する</p>
	<p><b>4. 質の高い教育をみんなに</b> すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>		<p><b>13. 気候変動に具体的な対策を</b> 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る</p>
	<p><b>5. ジェンダー平等を実現しよう</b> ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る</p>		<p><b>14. 海の豊かさを守ろう</b> 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する</p>
	<p><b>6. 安全な水とトイレを世界中に</b> すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する</p>		<p><b>15. 陸の豊かさを守ろう</b> 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る</p>
	<p><b>7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに</b> すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>		<p><b>16. 平和と公正をすべての人に</b> 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する</p>
	<p><b>8. 働きがいも経済成長も</b> すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する</p>		<p><b>17. パートナリシップで目標を達成しよう</b> 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる</p>
	<p><b>9. 産業と技術革新の基盤をつくろう</b> 強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る</p>		<p><b>SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS</b></p>

## 2 脆弱性評価と施策の推進方針の考え方

### 【脆弱性評価の考え方】

脆弱性の分析・評価は、地域の強靱化を進める上でその前提となる、リスクシナリオに対する現行の施策の弱点を洗い出す非常に重要なプロセスとされている。

本市では、国のガイドラインを参考に、脆弱性の分析・評価を実施した。

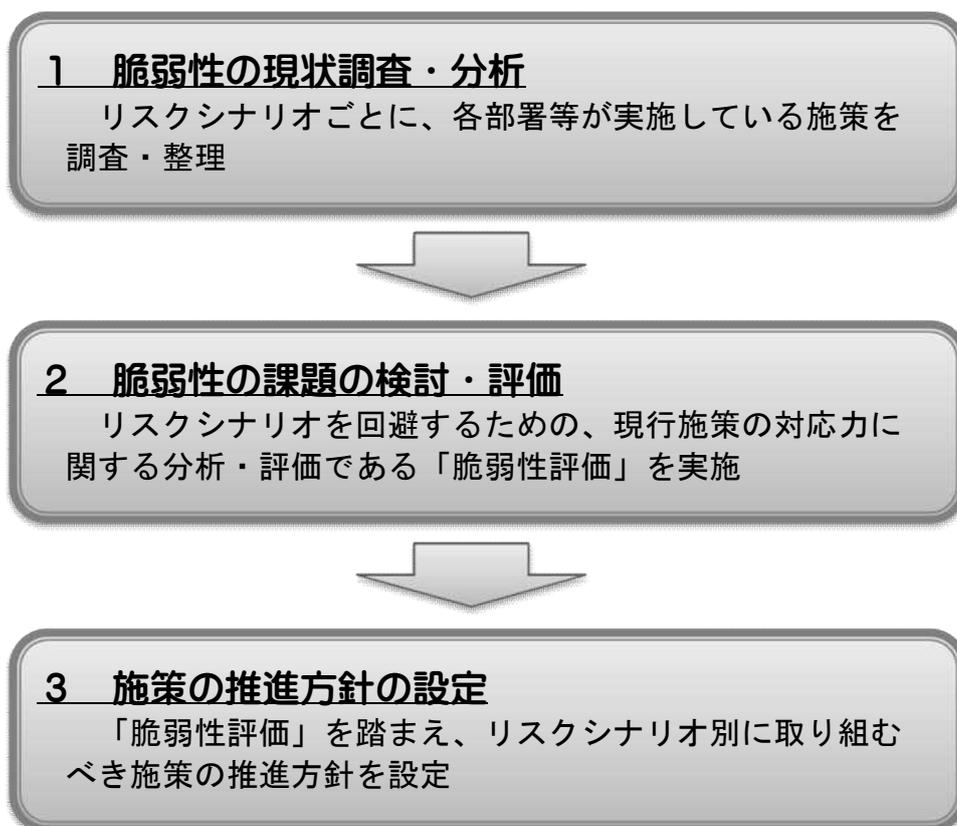
### 【施策の推進方針の設定】

脆弱性評価の結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための強靱化施策について、その推進方針をリスクシナリオごとに整理した。

また、施策推進に当たっては、個別施策の進捗状況を定量的に把握できるよう、可能な限り具体的な数値目標を設定した。

なお、本計画に掲載する目標値は、今後の事業量等を確定的に積み上げたものではなく、施策推進に係る目指すべき努力目標であり、計画策定後においても、状況の変化等に対応して、適切に目標値の見直しや新たな設定を行う。

### 【脆弱性の分析・評価及び施策の推進方針の手順】



用語解説

以降のページでは、以下の用語を使用する。

各施策を所管する市の組織（【 】内は略称）

防災安全課	【防災】	総務課	【総務】
人事課	【人事】	財政課	【財政】
企画政策課	【企画】	定住対策課	【定住】
観光振興課	【観光】	商工振興課	【商工】
新庁舎建設課	【新庁】	税務課	【税務】
環境課	【環境】	福祉課	【福祉】
健康推進課	【健康】	子育て支援課	【子育】
介護長寿課	【介護】	建設課	【建設】
農業振興課	【農業】	第一整備室・第二整備室	【整備】
林業振興課	【林業】	上下水道局	【水道】
学校教育課	【学校】	文化振興課	【文化】
農業委員会事務局	【農委】		

市の強靱化を進める上で特に関連のある施策を所管する組織（【 】内は略称）

八女消防本部	【消防】	福岡県保健医療介護部	【県保健】
福岡県福祉労働部	【県福祉】	福岡県農林水産部	【県農林】
福岡県県土整備部	【県土】		

### 3 リスクシナリオごとの施策の推進方針一覧

#### ①直接死を最大限防ぐ

1-1 市民の災害に関する認識が十分でないことに起因する死傷者の発生		
推進方針	所管部署	ページ
災害知識の普及啓発	防災	18
ハザードマップの作成	防災・整備	19
外国人に対する支援体制の整備	防災	20
消防広報	消防	21
学校防災教育の推進	学校	22
要配慮施設の避難確保計画の策定	防災	23

1-2 地震に起因する建物の倒壊等による死傷者の発生		
推進方針	所管部署	ページ
市有建築物の耐震対策	財政	24
学校施設の耐震対策	学校	25
病院、社会福祉施設等の耐震対策	県保健・県福祉	26
救援・避難のための市営公園の整備、老朽化対策	建設	27

1-3 大規模な火災による死傷者の発生		
推進方針	所管部署	ページ
消防水利の整備・維持管理	防災	28
予防行政	消防	29

1-4 風水害による死傷者の発生		
推進方針	所管部署	ページ
河川氾濫、浸水に対する警戒避難体制の整備	防災	30
河川改修事業及び浸水対策の推進	建設・整備・水道	31
水門・陸閘等の効果的な管理運用の推進	建設・整備・水道	32
気候変動の影響を踏まえた治水対策の推進	県土	33

1-5 土砂災害による死傷者の発生		
推進方針	所管部署	ページ
土砂災害に対する警戒避難体制の整備	防災	34
人家や公共施設等を守るための土砂災害対策の推進	県土	35
宅地造成等規制法、都市計画法による防災対策	建設	36

治山事業の推進	整備	37
山地災害危険地区の指定・公表	県農林	38

1-6 情報伝達の不備による死傷者の発生		
推進方針	所管部署	ページ
適時適切な避難勧告等の発令	防災	39
被害状況の収集・伝達体制の構築	防災	40
災害広報体制の整備（報道機関との連携）	防災・企画	41
大型台風や河川氾濫を想定したタイムラインの運用	防災	42

## ②救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 水・食料等、生命に関わる物資供給の長期停止		
推進方針	所管部署	ページ
必要な物資等の備蓄・調達の推進	防災	43
観光施設が持つ副次的機能の活用	観光	44

2-2 消防等の被災による救助・救急活動の停滞		
推進方針	所管部署	ページ
消防本部・消防署の耐震化	消防	45
常備消防組織の充実強化	消防	46
常備消防設備の充実強化	消防	47

2-3 長期にわたる孤立地域等の発生		
推進方針	所管部署	ページ
消防団の充実強化	防災	48
地域における自主防災体制の充実強化	防災	49
分散型エネルギーの整備	環境	50
相互通信体制の整備	防災	51

2-4 大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱		
推進方針	所管部署	ページ
帰宅困難者に対する支援	防災	52

2-5 被災地における医療・福祉機能の麻痺		
推進方針	所管部署	ページ
医療救護体制の整備	健康	53

介護保険施設等における非常災害時の体制整備	介護	54
障がい者施設等における非常災害時の体制整備	福祉	55
児童福祉施設等における非常災害時の体制整備	子育て	56
救急体制の充実	消防	57

## 2-6 被災地における疫病・感染症の大規模発生 不十分な健康管理による被災者の健康状態の悪化

推進方針	所管部署	ページ
感染症対策事業	健康	58
健康管理体制の構築	健康	59

## 2-7 劣悪な避難生活環境による被災者の健康状態の悪化・死者の発生

推進方針	所管部署	ページ
要配慮者支援体制の推進	防災	60
避難所・避難場所の整備	防災	61
福祉避難所の整備	防災	62
被災住民の健康保持を図るための支援体制	健康	63

### ③必要不可欠な行政機能は確保する

#### 3-1 市の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

推進方針	所管部署	ページ
職員に対する防災知識の普及	防災	64
災害時職員初動体制の整備	防災	65
業務継続体制の確保	防災	66
受援体制の確保	防災・人事	67
庁舎の災害対策	防災・財政・新庁	68
避難所・防災拠点施設の災害対策	防災・財政	69
罹災証明の迅速な発行	防災・税務	70

### ④必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

#### 4-1 情報通信の麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能

推進方針	所管部署	ページ
情報伝達手段としてのFM放送の充実・強化	防災・企画	71
SNS等を活用した情報発信	防災・企画	72
災害通信の整備	防災	73
消防通信施設の整備	消防	74

⑤生活・経済活動に必要なエネルギー・ライフラインを確保するとともに、これを早期に復旧させる

**5-1 エネルギーの長期にわたる供給停止**

推進方針	所管部署	ページ
エネルギーの確保体制の構築	防災	75

**5-2 上水道等の長期にわたる供給停止**

推進方針	所管部署	ページ
水道施設の防災・減災対策	水道	76
上水道事業の業務継続体制の確保	水道	77

**5-3 污水处理施設等の長期にわたる機能停止**

推進方針	所管部署	ページ
下水道施設の防災・減災対策	水道	78
下水道事業の業務継続体制の確保	水道	79
農業集落排水施設の老朽化対策	水道	80
浄化槽の整備	水道	81
災害用トイレの整備	環境・防災	82

**5-4 交通インフラの長期にわたる機能停止**

推進方針	所管部署	ページ
道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強	建設・整備	83
道路橋梁の耐震補強	建設・整備	84
緊急輸送道路の整備	建設・整備	85
啓開体制の強化	建設・整備	86
無電柱化の推進	建設・整備	87
道路の雪寒対策の推進	建設・整備	88
生活道路の整備	建設・整備	89

**5-5 防災インフラの長期にわたる機能不全**

推進方針	所管部署	ページ
道路施設の老朽化対策	建設・整備	90
河川施設の老朽化対策	建設・整備	91
ダムの老朽化対策	県土	92
砂防施設等の老朽化対策	県土	93
治山施設の老朽化対策	整備	94

## ⑥経済活動を機能不全に陥らせない

### 6-1 企業の生産力低下や経済活動の機能不全

推進方針	所管部署	ページ
企業の事業継続性の確保	商工	95
代替性確保や信頼性を高めるための道路整備	県土	96

### 6-2 食料等の安定供給の停滞

推進方針	所管部署	ページ
農地の防災・減災対策	整備	97
農業水利施設の老朽化対策	整備	98
農道・林道の整備、保全	整備	99
農業生産基盤の整備	整備	100

## ⑦制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

### 7-1 地震・火災等による住宅地の被害拡大

推進方針	所管部署	ページ
都市計画マスタープラン	建設	101
住宅地の防災・減災対策	建設・防災他	102

### 7-2 ため池等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生

推進方針	所管部署	ページ
ため池の防災・減災対策	整備	103
基幹的農業水利施設の老朽化対策	整備	104

### 7-3 有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大

推進方針	所管部署	ページ
危険物の貯蔵及び取扱いの規制等	消防	105

### 7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

推進方針	所管部署	ページ
中山間地域における農地・農業水利施設等の保全	整備	106
荒廃農地対策	農業・農委	107
森林の整備・保全	林業	108

⑧社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

<b>8-1 災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ</b>		
推進方針	所管部署	ページ
災害廃棄物処理体制の整備	環境	109

<b>8-2 人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ</b>		
推進方針	所管部署	ページ
公共土木施設等の復旧・復興に係る事業者との協力関係の構築	防災	110
災害ボランティア活動団体との連携強化	福祉	111

<b>8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失</b>		
推進方針	所管部署	ページ
貴重な文化財や歴史的景観の喪失への対策	文化・定住	112

<b>8-4 地域コミュニティの崩壊</b>		
推進方針	所管部署	ページ
地域コミュニティの活性化	総務・企画	113
被災者等相談・問合せ対応体制整備	防災・福祉	114
応急住宅対策	定住	115
復興準備体制の構築	防災	116

## 1-1 市民の災害に対する認識が十分でないことに起因する死傷者の発生

### 災害知識の普及啓発【防災安全課】

#### 脆弱性の評価

- 防災研修会、出前講座、市広報、FM 八女などを通じて防災に関する広報を行っているが、市民の防災意識の高揚や防災知識の更なる深化を図るため、様々な媒体による広報活動を継続し防災知識の啓発を図る必要がある。
- 防災士の養成講座を開催し、地域防災のリーダーとなる人材の育成を行っているが、防災士の活動を充実強化していくための支援体制の構築を図る必要がある。
- 地域の自主防災組織と連携し、地域の防災活動への支援を行っているが、地域の防災活動の支援を継続し、地域防災力の更なる向上を図る必要がある。
- 倒壊の危険のある空き家や土砂災害警戒特別区域内の住宅など、特に災害リスクの高い住宅の所有者等に対して、防災知識及び支援制度等の啓発を図る必要がある。

#### 施策の推進方針

- 市民の防災意識の高揚を図るため、様々な媒体による防災知識及び支援制度の啓発を継続する。
- 地域防災のリーダーである防災士の育成を継続するとともに、防災士による連絡会を組織し、防災士の活動支援及びスキルアップ等に取り組む。
- 引き続き自主防災組織と連携し、地域で自主的に行われる防災啓発活動の支援を継続する。
- 地域の自主防災組織と連携し、地域の防災活動への支援を行っているが、地域の防災活動の支援を継続し、地域防災力の更なる向上を図る必要がある。

#### 目標

- ・住民啓発事業（出前講座・防災研修）への参加者数  
1,178名（令和元年度）⇒1,300名（令和7年度）
- ・防災士養成講座受講者数  
100名（令和2年度）⇒300名（令和7年度）
- ・自主防災組織活動支援（毎年度）
- ・災害リスクの高い住宅の所有者等に対する防災知識及び支援制度等の啓発（毎年度）

## 1-1 市民の災害に対する認識が十分でないことに起因する死傷者の発生

### ハザードマップの作成【防災安全課・第一整備室・第二整備室】

#### 脆弱性の評価

- 防災ハザードマップを作成し全戸配付を行うことで、土砂災害や浸水被害などの想定、避難所等の場所や適切な避難行動に役立つ情報などについて、市民への周知を行っているが、市民が地域の災害特性を知り、災害発生時に適切な行動をとることができるよう、取組を継続する必要がある。
- 福岡県と連携し、防災重点ため池の位置図・浸水想定区域図の作成・公表及びため池ハザードマップの作成・公表に取り組んでいるが、豪雨や地震等に起因するため池の決壊による災害を防止するため、引き続き県と連携し、緊急連絡体制の整備及びため池ハザードマップの作成・公表に取り組む必要がある。

#### 施策の推進方針

- 土砂災害警戒区域の変更、水防法に基づく想定最大規模での浸水想定区域の公表に対応し、適宜、ハザードマップの更新を行うとともに、引き続き、市民に対する周知を進める。
- 豪雨や地震等に起因するため池の決壊による被害を防止するため、引き続き県と連携し、緊急連絡体制の整備を行うとともに、ため池ハザードマップの作成・公表に取り組み、市民に対する周知を進める。

#### 目標

- ・八女市防災ハザードマップ作成・配付率 100%（令和2年度）
- ・ハザードマップによる市民の防災意識の啓発（毎年度）
- ・ため池ハザードマップの作成・公表
- ・ため池ハザードマップによる市民の防災意識の啓発（毎年度）
- ・ため池被災時の緊急連絡体制の維持・更新（毎年度）

## 1-1 市民の災害に対する認識が十分でないことに起因する死傷者の発生

### 外国人に対する支援体制の整備【防災安全課】

#### 脆弱性の評価

- 福岡県作成の多言語防災ハンドブックの提供、「防災メールまもるくん」多言語版の啓発を行っているが、災害時に外国人の適時適切な避難が行われるよう、取組を継続し防災知識の普及促進及び外国人向け「防災メールまもるくん」の登録促進を図る必要がある。
- 災害時には、ホームページ及びエリアメールの自動翻訳や県が災害時に設置することとしている「福岡県災害時多言語支援センター」等を活用し外国人に対する情報提供を行っているが、引き続き、迅速かつ的確な情報提供に努める必要がある。

#### 施策の推進方針

- 福岡県と連携し、多言語防災ハンドブックによる防災知識の普及促進及び外国人向け「防災メールまもるくん」の登録促進に努める。
- 引き続き、ホームページやエリアメール等の自動翻訳や「福岡県災害時多言語支援センター」等を活用しながら、より迅速かつ的確な情報提供に努める。

#### 目標

- ・外国人向け「防災メールまもるくん」の普及啓発（毎年度）
- ・外国人に対する支援体制の見直し（毎年度）

## 1-1 市民の災害に対する認識が十分でないことに起因する死傷者の発生

### 消防広報【消防本部】

#### 脆弱性の評価

- 地域住民に対して、各種災害に対する正しい知識・対策の普及啓発が必要。
- 広報媒体（広報紙、ホームページ、SNS、ラジオなど）や方法（防火教室、避難訓練など）及び内容などを、時代に即した形に再検討する。
- 災害図上訓練のあり方の見直しが必要。
- 地震、風水害に対する防災教室の必要性。
- 小中学生に対する、防災教育が必要。
- 近年の複雑多様化する災害に対して、その時々に応じた啓発内容を盛り込んだ積極的広報を実施することが必要。

#### 施策の推進方針

- 小中学校での教育の一環として、防災教室（地震、風水害等）を行う。
- 広報媒体による広報活動と並行して、各地域や施設、学校などで実施される各種訓練の実施率を向上させる。
- 実施しただけで満足する災害図上訓練ではなく、地域の協力体制確立や危険個所の改修など、後につながる指導を行う。
- その時々に応じた啓発内容を盛り込んだ積極的広報の実施。
- 広報車を配備し、平時からの住民広報の充実強化を行う。

#### 目標

- ・広報紙、ホームページ、SNS、ラジオ等による広報を継続して実施。
- ・被災地だからこそできる、過去の災害を教訓とした防災教室の実施
- ・防火教室実施 年間 82 件、参加者 3,541 人(平成 30 年度)  
⇒ 年間 100 件、参加者 4,000 人
- ・広報啓発物品等を活用した効果的な住民広報の計画的な実施（毎年度）

## 1-1 市民の災害に対する認識が十分でないことに起因する死傷者の発生

### 学校防災教育の推進【学校教育課】

#### 脆弱性の評価

- 児童・生徒が自らの命を大切にし、場面に応じて主体的に判断し、最善を尽くし、率先して行動しようとする力を育むために、本市立全校において防災教育を実施しているが、今後も引き続き取組を推進する必要がある。
- 児童・生徒が災害時に主体的に行動することができる能力の基礎を培うため、学校の実態（立地条件や過去の災害の事例）にあった具体的な想定での避難訓練を計画し、年1回以上実施しているが、今後も引き続き取組を推進する必要がある。
- 特別活動及び防災教育に関連した単元では、学習内容と結び付けて指導を行うなど、防災教育の充実を図っているが、今後も引き続き取組を推進する必要がある。

#### 施策の推進方針

- 学校の実態（立地条件や過去の災害の事例）にあった具体的な想定での避難訓練を年2回以上実施する。
- 特別活動や防災教育に関連した単元では、学習内容と結び付けて指導を行うなど、市立全校において防災教育の推進を図る。

#### 目標

- ・市立学校での避難訓練実施率 100%（毎年度）

## 1-1 市民の災害に対する認識が十分でないことに起因する死傷者の発生

### 要配慮者利用施設の避難確保計画の策定【防災安全課他】

#### 脆弱性の評価

- 土砂災害警戒区域内及び浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設を把握し避難確保計画の策定を推進するとともに、防災ラジオを配付し、災害発生時に要配慮者が迅速かつ適切に避難行動をとることができるよう支援しているが、引き続き取組を継続する必要がある。

#### 施策の推進方針

- 引き続き、土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設の把握及び避難確保計画の策定支援を推進する。

#### 目標

- ・避難確保計画策定率 18.3%（令和2年度）⇒100%（令和7年度）

## 1-2 地震に起因する建物の倒壊等による死傷者の発生

### 市有建築物の耐震対策【財政課】

#### 脆弱性の評価

- 「八女市公共施設等総合管理計画」及び「八女市耐震改修促進計画」に基づき、地震による建築物の倒壊などの被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、市有建築物の耐震改修等を総合的かつ計画的に行っている。

公共建築物については、災害時の防災拠点としての機能等が求められる。また、行政機能の継続性を確保するため、耐震化を推進する必要がある。

#### 施策の推進方針

- 公共建築物が被害を受けた場合の社会的影響等を視野に入れ、建築物の利用計画や維持管理の状況を考慮し、総合的かつ計画的な市有建築物の耐震化を推進していく。

#### 目標

- ・ 市有施設の計画的な耐震化

## 1-2 地震に起因する建物の倒壊等による死傷者の発生

### 学校施設の耐震対策【学校教育課】

#### 脆弱性の評価

- 地震による学校施設の倒壊などから、児童・生徒、教職員等の生命及び身体を保護するため、学校施設に必要な耐震性能を確保できるよう施設の耐震化を図っている。
- 耐震補強工事が必要とされる施設について工事を進め、平成 25 年度までに耐震化工事を完了した。(100%)
- 体育館の吊天井の撤去や照明器具落下防止対策についても、平成 27 年度に工事を完了した。(100%)
- 特定天井以外の非構造部材についても点検を実施し、危険箇所の迅速かつ的確に対処していく必要がある。

#### 施策の推進方針

- 耐震補強、体育館の吊天井撤去及び照明器具落下防止については 100%完了しているため、非構造部材等引き続き適切な状態を保つよう維持管理を行っていく。

#### 目標

- ・学校施設の定期的な点検と適切な維持管理（毎年度）

## 1-2 地震に起因する建物の倒壊等による死傷者の発生

### 病院、社会福祉施設等の耐震対策【県保健・県福祉】

#### 脆弱性の評価

- 災害時に重要な役割を果たす災害拠点病院等の医療機関の耐震化を促進するため、災害拠点病院等の開設者が実施する耐震化整備や、非常用自家発電装置、災害用ヘリポート、災害時用簡易ベットなどの施設や設備の整備に要する経費を補助を行っている。また、避難行動要支援者等が利用する社会福祉施設の耐震化を促進するため、国庫補助や基金等を活用して、高齢者福祉施設、障がい者福祉施設、児童福祉施設等の改築や改修に対する経費の補助を行っている。災害時の医療・福祉機能を確保するため、引き続きこのような取組が必要である。

#### 施策の推進方針

- 災害拠点病院が大規模地震時に中核的な機能を提供できるよう、国庫補助金等を活用して施設の耐震化を着実に促進する。社会福祉施設等についても、改修を促進するとともに、老朽施設については、緊急度の高いものから優先的に全面改築による耐震化を促す。

#### 目標

- ・病院の耐震化率 67.9%  
※数値は福岡県内の耐震化率
- ・社会福祉施設等の耐震化率  
89%（平成28年度末） ⇒ 94.5%（令和3年度末）  
※数値は福岡県内（政令市・中核市を除く）の耐震化率

## 1-2 地震に起因する建物の倒壊等による死傷者の発生

### 救護や避難のための市営公園の整備、老朽化対策【建設課】

#### 脆弱性の評価

- 公園は避難場所、火災延焼防止等の観点から防災上重要な施設であり、一時避難や帰宅困難者の利用も予想されるため、防災に配慮した公園施設や緑地などの確保が必要となる。
- 老朽化している公園施設の改修が必要となる。
- 老朽化の進んだ危険度の高い公園から計画的に整備を進めるとともに、公園施設の適正な維持管理を推進するため公園長寿命化計画を策定した。

#### 施策の推進方針

- 地震等に伴う市街地での大規模火災の発生や建物倒壊時における避難・救援活動の場となる市営公園や緑地の整備によりオープンスペースの確保を図る。

#### 目標

- ・都市公園の整備 6か所 6.33ha 整備率 100%

### 1-3 大規模な火災による死傷者の発生

#### 消防水利の整備・維持管理【防災安全課】

##### 脆弱性の評価

- 八女市の消防水利の充足率は83.1%（平成31年4月）となっており、地域の実情や要望を勘案した上で、国や県の事業を利用し、水利の充実を図っている。また、維持管理については、地元消防団と連携し、常時使用可能な状態においている。引き続き取組の充実を図る必要がある。

##### 施策の推進方針

- 引き続き、上記の施策を実施し、充実を図る。

##### 目標

- ・地域の実情や要望を勘案した上で、充足率の向上を図る

## 1-3 大規模な火災による死傷者の発生

### 予防行政【消防本部】

#### 脆弱性の評価

- 以後の火災予防対策や警防対策に生かすため、消防法第 31 条に規定する火災の原因調査を実施している。
- 病院、百貨店等の防火対象物及び危険物施設について定期的に予防査察を行うとともに、特に必要のある場合は、特別査察を実施している。引き続き取組を継続していく必要がある。
- 火災の発生を防止するとともに、火災及び火災以外の災害による被害の軽減を図るため、消防法第 8 条（防火管理者）に定める防火対象物に置く防火管理者の資格、指導育成を図るため講習会を開催している。引き続き取組を継続していく必要がある。

#### 施策の推進方針

- 高層建築物の排煙、避難設備等を重点とする各種消防設備の充実、強化及び人命救助活動に必要な空地等の整備指導とともに、これら施設等の維持管理の徹底を期し、防火訓練の積極的指導と建築物の防火管理体制の強化、促進を図る。
- 建築物の大規模化・複雑化等に伴い高度化・専門化する予防業務を的確に行うため、火災の予防に関する高度な知識及び技術を有する「予防技術資格者」を毎年養成する。
- 毎年度、年間査察計画を策定し査察を実施する（査察車の整備）。

#### 目標

- ・ 年間査察計画に掲げる査察実施目標の達成

## 1-4 風水害による死傷者の発生

### 河川氾濫、浸水に対する警戒避難体制の整備【防災安全課】

#### 脆弱性の評価

- 国・県等の関係機関との連携を図り、河川氾濫等への警戒体制を構築するとともに、降雨量や河川の水位を避難勧告等の判断の参考とするため、国・県が設置した雨量計・水位計の観測データを監視している。引き続きこれらの体制の維持していく必要がある。
- 浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設を把握するとともに、防災ラジオを配付し避難勧告等の情報を伝達している。引き続き取組を継続していく必要がある。
- 九州北部豪雨や近年の大雨被害、水防法の改正を踏まえ、浸水想定区域に居住している市民の防災意識を高めることを目的に、出前講座や市広報等を活用した啓発を行っている。引き続き取組を継続していく必要がある。

#### 施策の推進方針

- 迅速かつ円滑で適切な避難勧告等の発令ができるよう、引き続き、国・県や気象台、気象情報提供事業者等と連携し、降雨量や河川の水位を適時適切に把握する体制を維持する。
- 浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設を把握及び防災ラジオの配付を行い、避難勧告等の情報伝達体制を維持する。
- 引き続き、出前講座や市広報等を通じた啓発を行い、市民の防災意識の向上を図る。

#### 目標

- ・河川氾濫、浸水に対する警戒避難体制の維持及び検証（毎年度）
- ・浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設の把握及び情報伝達体制の維持（毎年度）
- ・市民の防災意識向上のための啓発活動（毎年度）

## 1-4 風水害による死傷者の発生

### 河川改修事業及び浸水対策の推進【建設課・第一整備室・第二整備室・上下水道局】

#### 脆弱性の評価

- 大雨による洪水被害の軽減・防止を図るため、過去に浸水被害をもたらした河川や大きな被害が想定される河川について、護岸の改修・河川の拡幅・河床の掘削などの河川改修事業を行う必要がある。
- 近年、集中豪雨の増加や都市化の進展等に伴い、短時間に大量の雨水が流出し、浸水等の被害リスクが高まってきている。  
浸水等の被害の解消・軽減のためには、浸水対策を推進する必要がある。

#### 施策の推進方針

- 大雨による洪水被害の軽減・防止を図るため、過去に浸水被害をもたらした河川や大きな被害が想定される河川について、護岸の改修・河川の拡幅・河床の掘削などの河川改修事業を行う。
- 地域の実状に応じた、雨水排除のための施設整備、河川改修事業を関係機関と連携して推進する。

#### 目標

- ・地域の実状に応じた、効果的な浸水対策手法を検討のうえ決定し、雨水排除のための施設整備、河川改修事業を関係機関と連携して実施

## 1-4 風水害による死傷者の発生

### 水門・<sup>りくこう</sup>陸閘等の効果的な管理運用の推進【建設課・第一整備室・第二整備室・上下水道局】

#### 脆弱性の評価

- 水門については、管理者に委託または自主管理しており、円滑に管理が行われている。今後、さらに効果的な管理運用のため、マニュアル化や知識経験の継承のための研修会が必要である。
- 陸閘については、地元行政区で適切に管理されている。管理意識や防災意識の高揚がよりよい管理運用につながると考えられるため、研修会や訓練等が必要である。
- 公共の安全が保持されるように、河川管理者、施設管理者および地元関係者で連携を密にしながら、施設の維持、修繕または改修に努めることが必要である。また、自動化・遠隔操作化などによる効果的な管理運用の検討が必要である。

#### 施策の推進方針

- 水門については、管理者に委託または自主管理しており、円滑に管理が行われている。今後、さらに効果的な管理運用のため、マニュアル化や知識経験の継承のための研修会を行う。
- 陸閘については、地元行政区で適切に管理されている。管理意識や防災意識の高揚がよりよい管理運用につながると考えられるため、研修会や訓練等を行う。
- 公共の安全が保持されるように、河川管理者、施設管理者および地元関係者で連携を密にしながら、施設の維持、修繕または改修を行う。また、自動化・遠隔操作化などによる効果的な管理運用を検討する。

#### 目標

- ・水門の管理運用に関するマニュアル化の検討
- ・水門・陸閘の管理に関する研修会の実施
- ・施設の維持修繕および改修、自動化、遠隔操作化などによる効果的な管理運用に向けた調査研究、要望活動の実施

## 1-4 風水害による死傷者の発生

### 気候変動の影響を踏まえた治水対策の推進【県土】

#### 脆弱性の評価

- 近年における洪水・渇水被害の頻発や気候変動の影響の顕在化などが懸念されている。

#### 施策の推進方針

- 近年における洪水・渇水被害の頻発や気候変動の影響の顕在化などを踏まえ、必要に応じて既存ダムを有効活用するダム再生に関する県の取組との連携を図る。

#### 目標

- ・気候変動の影響を踏まえたダムの有効活用に係る県の取組との連携

## 1-5 土砂災害による死傷者の発生

### 土砂災害に対する警戒避難体制の整備【防災安全課】

#### 脆弱性の評価

- 降雨量を避難勧告等の判断の参考とするため、国・県が設置した雨量計の観測データを監視している。迅速かつ円滑で適切な避難勧告等の発令ができるよう、引き続き、降雨量等を適時適切に把握する体制を維持し、関係機関との連携を継続する必要がある。
- 土砂災害警戒区域に位置する要配慮者利用施設を把握するとともに、防災ラジオを配付し避難勧告等の情報の情報を伝達している。引き続き取組を継続していく必要がある。
- 九州北部豪雨や近年の大雨被害、土砂災害防止法の改正を踏まえ、土砂災害警戒区域に居住している市民の防災意識を高めることを目的に、ハザードマップや出前講座、市広報等を活用した啓発を行っている。引き続き、取組を継続する必要がある。

#### 施策の推進方針

- 迅速かつ円滑で適切な避難勧告等の発令ができるよう、引き続き、降雨量等を適時適切に把握する体制を維持し、関係機関との連携を継続する。
- 引き続き、ハザードマップや出前講座、市広報等を通じた啓発を行い、市民の防災意識の向上を図るとともに、土砂災害特別警戒区域内の建築物の所有者に対し、福岡県と連携し、がけ地近接等危険住宅移転事業などの移転支援制度の周知を行い、実効性のある警戒避難体制の構築・強化を図る。

#### 目標

- ・ 土砂災害に対する警戒避難体制の維持及び検証（毎年度）
- ・ 土砂災害特別警戒区域内に位置する要配慮者利用施設の把握及び情報伝達体制の維持（毎年度）
- ・ 市民の防災意識向上のための啓発活動（毎年度）
- ・ がけ地近接等危険住宅移転事業等の移転支援事業の周知（毎年度）

## 1-5 土砂災害による死傷者の発生

### 人家や公共施設等を守るための土砂災害対策の推進【県土】

#### 脆弱性の評価

- 保全対象となる人家、病院、公共施設等の施設の状況や被災履歴等を勘案しながら、緊急性、重要性の高い箇所を中心に砂防施設等の整備を進めている。今後は、これらの取組を更に進めていく必要がある。
- 近年、頻発する激甚な土砂災害を踏まえ、緊急性・重要性の高い箇所については、重点的に施設整備を行う必要がある。
- 施設整備を効率的・効果的に進めるため、既存の砂防堰堤の機能強化と組み合わせる新規堰堤を整備するなど、既存ストックを有効活用した対策を推進していく必要がある。

#### 施策の推進方針

- 土砂災害の防止・軽減を図るため、土砂災害危険箇所について、保全の対象となる人家、病院、公共施設等の状況や被災履歴等を勘案しながら、緊急性、重要性の高い箇所を中心に砂防施設等の整備を進める県の取組との連携を図る。
- 近年、頻発する激甚な土砂災害を踏まえた、緊急性・重要性の高い箇所への重点的な施設整備に関する県の取組との連携を図る。
- 効率的・効果的な施設整備を進めるため、既存の砂防堰堤の機能強化と組み合わせる新規堰堤を整備するなどの既存ストックの活用した整備に関する県の取組との連携を図る。

#### 目標

- ・ 土砂災害を踏まえた砂防施設等の整備に係る県の取組との連携

## 1-5 土砂災害による死傷者の発生

### 宅地造成等規制法、都市計画法による防災対策【建設課】

#### 脆弱性の評価

- 宅地造成等規制法に基づき、地震等に伴う土砂災害が発生した場合に大きな被害が生じるおそれのある大規模盛土造成地の所在調査等について、福岡県と連携して行っている。引き続き取組を継続していく必要がある。
- 都市計画法に基づき、計画的な市街化を図るため開発行為や建築行為に伴う制限を定めることにより、災害防止を視野に入れた都市づくりを行っていく必要がある。

#### 施策の推進方針

- 県と連携して大規模盛土造成地のマップを公表するとともに、第二次スクリーニング（地盤調査等）及び大規模な地震時に滑動崩落による被害を防止するための具体的な対応策を検討する準備を進めていく。また、マップの周知や積極的な点検の必要性を土地所有者に啓発していく。
- 県（八女県土整備事務所など）や庁内各課と連携して、引き続き都市計画法に基づき災害防止を視野に入れた都市づくりを進めていく。

#### 目標

- ・大規模盛土造成地の第一次スクリーニング（福岡県・令和元年）
- ・大規模盛土造成地マップの公表（福岡県・令和2年）

## 1-5 土砂災害による死傷者の発生

### 治山事業の推進【第一整備室・第二整備室】

#### 脆弱性の評価

- 山地に起因する災害から市民の生命、財産を保全するとともに、水源の<sup>かんよう</sup>涵養、生活環境の保全・形成等を図るため、緊急かつ計画的な実施が必要な崩壊地等について、崩壊土砂や流木の発生・流出形態に応じた治山施設や保安林の整備を行っている。事業主体である県と連携し、山地災害を防止し、被害を最小限にとどめ、地域の安全性の向上を資するため、引き続きの取組が必要である。

#### 施策の推進方針

- 山地に起因する災害から市民の生命、財産を保全するとともに、水源の涵養、生活環境の保全・形成等を図るため、治山施設や保安林の整備を推進する。
- 事業主体である県に治山事業の早期実施に向けて要望を実施する。

#### 目標

森林整備事業による防災・減災対策の推進のため以下の事業を実施する。  
・地域住民からの治山要望を収集、事業化（国庫、県単独事業・毎年度）

## 1-5 土砂災害による死傷者の発生

### 山地災害危険地区の指定・公表【県農林】

#### 脆弱性の評価

- 山地災害が発生するおそれの高い箇所を「山地災害危険地区」に指定し、県ホームページで情報提供しており、必要に応じて指定・公表の見直しを行っている。山地災害に対する避難体制の更なる強化を図るため、引き続き取組が必要である。

#### 施策の推進方針

- 山地災害に備えるため、山地災害が発生するおそれの高い箇所として指定された「山地災害危険地区」について、ホームページでの情報提供及び指定・公表に係る県の取組との連携を図る。

#### 目標

- ・山地災害危険地区の情報提供率（県農林）  
100%（平成30年度末）⇒100%（令和3年度末）
- ・県の取組との連携

## 1-6 情報伝達の不備による死傷者の発生

### 適時適切な避難勧告等の発令【防災安全課】

#### 脆弱性の評価

- 国の「避難勧告等に関するガイドライン」や過去の災害対応の教訓などを踏まえ、市民の命を守るための適時適切な避難勧告等の発令ができるよう、市民の迅速かつ円滑な避難を実現するための避難勧告等の判断基準を、「八女市避難勧告等発令基準マニュアル」に定めている。毎年の災害対応を踏まえ、市民が迅速かつ円滑な避難を行うことができるよう、当該マニュアルの不断の検討、見直しを実施する必要がある。
- 広川町と合同で八女地区総合防災訓練を実施し、災害対策本部運営訓練を通じた避難勧告等の適時適切な発令のための訓練を行っている。引き続き、取組を継続する必要がある。

#### 施策の推進方針

- 毎年の災害対応を踏まえ、市民が迅速かつ円滑な避難を行うことができるよう、「八女市避難勧告等発令基準マニュアル」の不断の検討、見直しを実施する。
- 引き続き、八女地区総合防災訓練を実施し、市民が迅速かつ円滑な避難を実現できる避難勧告等の発令が可能な体制を継続できるよう訓練を実施する。

#### 目標

- ・「八女市避難勧告等発令基準マニュアル」の見直し（毎年度）
- ・八女地区総合防災訓練の実施（2年に1回）

## 1-6 情報伝達の不備による死傷者の発生

### 被害状況の収集・伝達体制の構築【防災安全課】

#### 脆弱性の評価

- 災害が発生し、または発生する恐れがある場合、市関係部署や関係機関、地域の行政区長等との緊密な連絡をとり、市内における災害の被害状況等の迅速かつ確実な収集及び情報共有ができるよう努めている。引き続き、災害発生時における迅速かつ確実な災害の被害状況等の収集及び情報共有が可能となるよう、関係機関等との連携強化に努める必要がある。
- 必要に応じて、収集した災害の被害状況等に関する情報を市民に伝達している。市民が迅速かつ円滑な避難行動をとることができるよう、引き続き伝達体制を継続する必要がある。

#### 施策の推進方針

- 防災会議や災害対策会議等を通じ、引き続き、災害発生時における迅速かつ確実な災害の被害状況等の収集及び情報共有が可能となるよう、関係機関等との連携強化に努める。
- 市民が迅速かつ円滑な避難行動をとることができるよう、収集した災害の被害状況等に関する情報を適切に市民に伝達できる体制を継続する。

#### 目標

- ・防災会議及び災害対策会議による関係機関等との連携強化（毎年度）

## 1-6 情報伝達の不備による死傷者の発生

### 災害広報体制の整備（報道機関との連携）【防災安全課・企画政策課】

#### 脆弱性の評価

- 災害発生時及び災害発生が予測される際に、避難情報や災害概況等を、福岡県防災情報システムやFAX、電子メール等を活用して報道機関へ情報提供する体制を整えている。引き続き、災害時でも迅速かつ円滑に情報提供できる体制を整えておく必要がある。

#### 施策の推進方針

- 引き続き、災害時でも迅速かつ円滑に情報提供できる体制を整える。

#### 目標

- ・報道機関への情報提供体制の維持（毎年度）
- ・データ放送等を活用した新たな災害広報体制の構築

## 1-6 情報伝達の不備による死傷者の発生

### 大型台風や河川氾濫を想定したタイムラインの運用【防災安全課】

#### 脆弱性の評価

- 河川事務所により、台風災害に備えた対応を時系列で整理したタイムラインが作成されている。台風接近時には、このタイムラインを、市民に対する適時適切な情報提供や、避難勧告等の発令などの判断基準に活用している。河川の氾濫に際して、関係者や住民がとるべき防災行動については、「八女市地域防災計画」及び「八女市避難勧告等発令基準マニュアル」に規定しているところであるが、時系列により整理した水害対応タイムラインの作成には至っておらず、策定の必要がある。

#### 施策の推進方針

- 大型台風時に災害対応の遅れや漏れを防ぐため、引き続き、台風災害に備えたタイムラインの有効な活用に努める。
- 災害の発生時に防災行動を迅速かつ効率的・効果的に行うため、水害対応タイムラインの策定を行う。

#### 目標

- ・水害対応タイムラインの策定

## 2-1 水・食料等、生命に関わる物資供給の長期停止

### 必要な物資等の備蓄・調達の推進【防災安全課】

#### 脆弱性の評価

- 災害発生時に、避難所運営等に必要な食料、飲料水、資機材等を備蓄しており、計画的に更新を行っている。引き続き、計画的に食料、飲料水、資機材等の備蓄を推進する必要がある。
- 他の自治体や民間企業等と災害時の応援協定を締結し、必要物資等の供給等を受けることができる体制を整備している。引き続き、災害時の応援協定による実効性のある受援体制を確保していく必要がある。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大予防のため、パーティションや消毒液等の避難所における感染症対策に係る備蓄を行っているが、感染症対策のための備蓄品の充実を図る必要がある。

#### 施策の推進方針

- 避難所運営等に必要な食料、飲料水、資機材等の備蓄を推進し、計画的な更新を行う。
- 災害時の応援協定による実効性のある受援体制を確保する。
- 避難所における新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症対策のための備蓄品の充実を図る。

#### 目標

- ・備蓄品の見直し及び更新（毎年度）
- ・災害時の応援協定による実効性のある受援体制の確保（毎年度）
- ・避難所における感染症対策のための備蓄品の充実

## 2-1 水・食料等、生命に関わる物資供給の長期停止

### 観光施設が持つ副次的機能の活用【観光振興課】

#### 脆弱性の評価

- 八女市は山間部を多く抱えているため、物資供給には道路利用が欠かせないものとなっているが、自然災害による道路の寸断等による集落の孤立化が大きな問題となっている。
- 水道・電気についても、自然災害によるラインの寸断が懸念されている。

#### 施策の推進方針

- 災害発生時には、観光施設の副次的な利用策として、施設内の一部もしくは駐車場等を住民の一時避難所として利用。
- 観光施設を、自衛隊や警察、消防等の活動拠点として副次的に利用。
- 観光施設内に、食料等の備蓄品を保管するための倉庫の整備。
- 観光施設内に、非常用発電設備若しくは簡易発電機の整備。

#### 目標

- ・観光施設を災害発生後の住民の一時避難所としての利用 0施設 ⇒ 3施設
- ・食料等の備蓄品を保管するための倉庫の整備 0施設 ⇒ 5施設
- ・非常用発電設備の設置 1施設 ⇒ 3施設
- ・簡易発電機の設置 4か所 ⇒ 15か所

## 2-2 消防等の被災による救助・救急活動の停滞

### 消防本部・消防署の耐震化【消防本部】

#### 脆弱性の評価

- 地震災害及び風水害時等において災害応急対策の拠点としての機能を適切に発揮するため、十分な耐震性を有し、かつ、浸水による被害に耐えうるものとなるよう、消防力の整備指針及び官庁施設の総合耐震計画基準に基づき、消防庁舎の耐震改修工事を実施した。(平成 25 年度)
- 人口の推移状況や費用対効果等を考慮し、社会構造の変化に伴って即時災害対応の強化を図るため庁舎配置の見直しを検討する必要がある。
- 近年、大規模化する自然災害に対して、緊急消防援助隊及び福岡県消防相互応援協定に基づく応援隊の出動が増加しており、応援体制及び受援体制の確立が急務であり最重要課題となっている。
- 平成 24 年九州北部豪雨災害時において、応援隊の集結場所等の選定に苦慮した経験もあることから、八女消防本部敷地及びその周辺における受援のための十分なスペースの確保を図る必要がある。

#### 施策の推進方針

- 引き続き、消防庁舎の長寿命化を図り、適切な維持管理を行う。

#### 目標

- ・消防庁舎の適切な維持管理（毎年度）

## 2-2 消防等の被災による救助・救急活動の停滞

### 常備消防組織の充実強化【消防本部】

#### 脆弱性の評価

- 複雑多様化・大規模化する災害に、安全・確実・迅速に対応するため、消防組織法第52条の規定に基づく研修等により隊員の知識・技術の習得を行っている。今後も消防業務における知識・技術の伝承、若手職員の技術の向上、幹部職員の育成等について、計画的に取り組む必要がある。
- 特別救助隊員及び潜水隊の兼務を解き、専門性に特化した部隊編成を行った。
- 消防車両の機関員不足を解消するとともに、職員の資質向上を図る必要がある。

#### 施策の推進方針

- 消防学校において、警防・救助業務に関する高度な知識及び技術を総合的に習得し消防職員としての資質向上を図る。さらに、消防大学において、消防に関する高度な知識及び技術を総合的に習得し、消防幹部としての資質向上を図る。

#### 目標

- ・職員の知識及び技術の習得のための計画的な取組（毎年度）
- ・全職員の大型自動車運転免許取得
- ・全職員の小型移動式クレーン及び玉掛けの免許取得

## 2-2 消防等の被災による救助・救急活動の停滞

### 常備消防設備の充実強化【消防本部】

#### 脆弱性の評価

- 平成24年7月九州北部豪雨の教訓を踏まえ、また、県下最大の管轄面積に対応するため、平成28年度に救助工作車（Ⅱ型）及び林野火災工作車の更新を行うなど、各種救助資機材等の整備を拡充し、救助体制の充実強化を図っている。今後も、適切な資機材の整備・更新に取り組む必要がある。
- 消防力の整備指針に基づく消防水利の整備率は83.1%である。県下最大の管轄面積（うち、山林面積率63.2%）を有し、複数の市街地区域を有することから、大規模で長期にわたる消火活動が予想される場合は水量が不足し消火活動に支障を来すおそれがある。
- 燃料は、エネルギー供給の「最後の砦」の役割であることを鑑み、大規模災害時等のエネルギー供給制約に対応する必要がある。

#### 施策の推進方針

- 多様な災害や大規模災害時に、十分な災害対応車両や資機材を使用できるよう、管理体制を強化し、計画的な車両及び資機材の整備更新を推進する。
- 市と連携し消防水利の整備を推進し、整備率向上を図る。
- 自衛的備蓄の推進を図り、自家発電設備の整備及び石油組合との協定締結を図る。
- 大規模火災に対するセーフティネットの強化を図るため、消防水利確保に関する関係機関との協定締結についての取組を推進する。

#### 目標

- ・災害対応車両及び各種資機材の計画的な整備更新・適正な配置管理（毎年度）
- ・市と連携した消防水利整備の推進
- ・自衛的備蓄の推進及び自家発電設備の整備
- ・石油組合との協定締結
- ・土木組合等との消防水利の確保に関する協定締結

## 2-3 長期にわたる孤立地域等の発生

### 消防団の充実強化【防災安全課】

#### 脆弱性の評価

- 住民の安全を確保し、地域防災力の中核となる消防団員を確保するために各種イベントにおける消防団募集活動、消防団活動の市民への周知に力を入れている。市民の消防団活動に関する十分な認知が得られていない。  
消防団員数：1,701人（令和2年）

#### 施策の推進方針

- 近年の異常気象に伴い、消防団員は火災出動だけでなく、風水害や地震など災害全般に対応している状況である。  
消防団員数の減少による地域防災力の低下を防ぐため、引き続き、消防団募集活動及び消防団活動の周知に取り組み、消防団の充実強化を図る。

#### 目標

- 団員定数充足率 96.2%（令和2年度）→100%（令和5年度）

## 2-3 長期にわたる孤立地域等の発生

### 地域における自主防災体制の充実強化【防災安全課】

#### 脆弱性の評価

- 地域防災力の向上を目的に自主防災組織の設立を支援し、地域コミュニティにおける自主的かつ自律的な防災活動の推進を図っている。引き続き、自主防災組織の設立支援及び活動支援を行い、地域における自主防災体制の充実強化を図る必要がある。
- 自主防災組織と連携し、自主防災組織が実施する訓練等に関する活動支援や出前講座等により、地域コミュニティにおける自助・共助を中心とした防災意識の高揚を図っている。引き続き、取組を継続していく必要がある。

#### 施策の推進方針

- 引き続き、自主防災組織の設立支援及び活動支援を行い、地域における自主防災体制の充実強化に努める。
- 地域コミュニティの自発的な防災計画である地区防災計画の作成を推進し、地域防災力の向上に努める。
- 自主防災組織が実施する訓練等に対する支援及び出前講座等により、自助・共助を中心とした防災意識の高揚に努める。

#### 目標

- ・自主防災組織率 95.4%（令和2年度） ⇒ 100%（令和7年）
- ・地区防災計画作成数 0（令和2年度） ⇒ 30（令和7年）

## 2-3 長期にわたる孤立地域等の発生

### 分散型エネルギーの整備【環境課】

#### 脆弱性の評価

- 災害により電力会社からの電力供給が遮断された際には、避難住民の受け入れを行う避難所も電力確保が難しくなる。
- 指定避難所等に非常用電源として小型発電機を配備しているが、大規模災害の発生による、避難の長期化及び地域の孤立化に対応できるエネルギーの確保体制を構築する必要がある。

#### 施策の推進方針

- 避難所の機能を長期間維持できるよう、従来の非常用発電機に加え、太陽光発電システム等の再生可能エネルギー設備や蓄電池、電気自動車等の導入を検討する。
- 環境負荷の低減や災害に強い地域づくりを目指して自律・分散型エネルギー設備の導入を図る。
- 地域における安定的なエネルギー供給について研究を進める。

#### 目標

- ・国の補助金等を活用した自立・分散型エネルギー設備導入の検討
- ・地域における利活用可能なエネルギーの将来性も見据えた調査研究

## 2-3 長期にわたる孤立地域等の発生

### 相互通信体制の整備【防災安全課】

#### 脆弱性の評価

- 各消防団詰所に配置してある消防車両には、防災無線や簡易無線などを積載しており、大規模災害時に孤立地域が発生した場合でも、それらの設備を利用して相互に通信することが可能である。大規模災害時における相互通信体制の確保のため、設備の適切な維持管理を継続する必要がある。

#### 施策の推進方針

- 大規模災害時における相互通信体制の確保のため、引き続き、設備の適切な維持管理に努める。

#### 目標

- 通信設備の定期点検、整備（年1回以上実施）

## 2-4 大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱

### 帰宅困難者に対する支援【防災安全課】

#### 脆弱性の評価

- 災害時に発生する帰宅困難者に対する支援として、帰宅困難者の一時滞在に協力する事業者等との協定締結を行っている。帰宅困難者の一時滞在に協力する事業者等との協定締結を推進する必要がある。

#### 施策の推進方針

- 引き続き、帰宅困難者の一時滞在に協力する事業者等との協定締結を推進する。

#### 目標

- ・帰宅困難者支援に関する協定締結数  
1 事業者（令和2年度） ⇒ 協定締結数の拡大

## 2-5 被災地における医療・福祉機能の麻痺

### 医療救護体制の整備【健康推進課】

#### 脆弱性の評価

- 大規模災害発生時には、救護所等で活動する医療従事者の確保が必要となるため、福岡県、福岡県医師会、八女筑後医師会や他の医療機関などと連携し、医療救護活動等の体制整備に努める必要がある。
- 救急医療体制を充実・強化するため、災害時での緊急対応ができ、安定した運用ができるように、ドクターヘリについて、福岡県及び関係機関との連携を強化する必要がある。

#### 施策の推進方針

- 「福岡県災害時医療救護マニュアル」及び「八女市地域防災計画」の医療救護体制整備計画に基づき、医療救護体制が迅速かつ適切に行われるよう関係機関との連携の充実強化を図る。

#### 目標

- ・福岡県総合防災訓練、福岡県救急の日のつどい、八女地区防災訓練等の医療救護体制整備に資する防災訓練等に参加し、関係機関との連携を強化する

## 2-5 被災地における医療・福祉機能の麻痺

### 介護保険施設等における非常災害時の体制整備【介護長寿課】

#### 脆弱性の評価

- 災害発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用する高齢者施設等の利用者の安全・安心を確保するため、防災・減災対策を推進する施設及び設備等の整備事業の実施により防災体制の強化を推進する必要がある。
- 各施設において、消防署や地域と連携した定期的な避難訓練の実施、非常災害対策の計画やマニュアルの整備、避難経路の確保等の状況を確認し、適切な措置を講じるよう指導を行っている。取組を継続する必要がある。
- 災害発生時に発出される国及び県等の通知など災害対応の際に必要な情報を各施設へ随時提供し、周知徹底を図っている。取組を継続する必要がある。
- 各施設と地域がより密着した災害対応の体制整備を推進する必要がある。

#### 施策の推進方針

- 災害発生時に高齢者施設と地域が連携し、施設利用者や地域の高齢者に対し必要な配慮や対応が確保できるよう、各施設及び地域住民への防災意識の向上や連携強化を図るための継続的な指導、助言を行う。
- 施設及び設備等の整備事業を活用し、耐震化改修等の防災改修や、大規模停電や断水を伴う災害時にも施設機能を維持し高齢者の受け入れを行うための設備整備を推進する。

#### 目標

- ・各施設で行われる避難訓練や会議等への地域住民の参加など、施設と地域との連携体制整備の促進
- ・耐震化や施設の老朽化に伴う大規模修繕等の防災改修、非常用自家発電設備や給水設備など災害による停電、断水下での施設機能の維持に資する設備整備の推進

## 2-5 被災地における医療・福祉機能の麻痺

### 障がい者施設等における非常災害時の体制整備【福祉課】

#### 脆弱性の評価

- 平成24年8月に福岡県が「障害者福祉施設等防災計画策定のためのマニュアル」を作成し、市内の各障がい福祉サービス事業所では障がいの特性に配慮した支援方法及び施設の特性に応じた災害対応マニュアルが策定された。この計画に基づき、各障がい福祉サービス事業所では災害対策の体制整備や避難訓練等が取り組まれている。八女市障がい者等自立支援協議会と連携し、障がい福祉サービス事業所に情報提供を継続して取り組む必要がある。

#### 施策の推進方針

- 八女市障がい者等自立支援協議会と連携し、障がい福祉サービス事業所に情報提供を継続して取り組む。

#### 目標

- ・八女市障がい者等自立支援協議会を定例開催による情報提供

## 2-5 被災地における医療・福祉機能の麻痺

### 児童福祉施設等における非常災害時の体制整備【子育て支援課】

#### 脆弱性の評価

- 児童福祉施設、放課後児童クラブ、私立幼稚園、認定こども園、母子生活支援施設等は、自力避難が困難な乳幼児、児童が利用していることから、水害・土砂災害を含む非常災害時に備えた各種計画、避難訓練の実施、災害対応体制の整備、強化など十分な対策を講じるよう指導している。継続的な指導・周知を行う必要がある。
- 各施設において、消防署等と連携を取りながら定期的に避難訓練を実施している。また、台風等の自然災害の発生時には、事前に注意喚起をするなど、管理者との連携を図るようしており、被災状況等の確認を迅速に行っている。引き続き、非常災害時の体制整備の強化を図る必要がある。
- 一定の年数が経過することによる施設の損耗、機能低下に対する復旧措置が必要である。

#### 施策の推進方針

- 各施設に対し、非常災害に備えた十分な対策を講じるよう、継続的な指導・周知を行う。老朽化施設については、非常災害に耐えうる施設整備を行う。

#### 目標

- ・各施設等への指導、周知の実施
- ・応急手当講習の受講者 各施設の過半数
- ・母子生活支援施設の大規模改修

## 2-5 被災地における医療・福祉機能の麻痺

### 救急体制の充実【消防本部】

#### 脆弱性の評価

- 救急業務を円滑に行うため、地域医療機関と協力し、病院の受け入れ態勢、収容状況、医師の配置状況を共有すると共に、患者搬送時の問題点について検討会等で医療機関側と協議し、救急体制の充実強化を図っている。
- 外国人・障害者に円滑に対応するため、電話通訳センターを介した三者間同時通訳を、平成30年6月1日より運用している。
- 市民一人ひとりが応急手当に関する高い意識を持つことを目標に、毎年地域の消防団員に応急手当普及員講習を実施している。  
また、普及員の資格者である消防団員が、救急講習等で地域住民へ指導することで応急手当普及啓発活動を推進している。
- 毎年、管内約5,000人の住民が応急手当の講習を受講している。今後も引き続き実施するとともに、管内で人が集中しやすい、学校、老健施設、宿泊施設等の管内事業所へ積極的な参加を呼び掛け、啓発活動を実施している。  
実績 応急手当普及員講習受講者数 5,657人（2019年）

#### 施策の推進方針

- 救急救命士研修所に毎年入校を実施する。
- 市民一人ひとりが応急手当に関する高い意識を持つことを目標に、応急手当普及啓発活動を推進する。

#### 目標

- ・救急救命士の養成計画に基づく救急救命士の養成
- ・応急手当の受講者 5,000人以上（毎年度）

## 2-6 被災地における疫病・感染症の大規模発生 不十分な健康管理による被災者の健康状態の悪化

### 感染症対策事業【健康推進課】

#### 脆弱性の評価

- 感染症の発生、まん延防止の施策を行うため、感染症に対する情報収集・情報発信などを継続的に実施している。感染症の発生、まん延防止のため、備蓄品の補充などを継続的に実施している。
- 感染拡大しやすい疾病の発生を予防するため、予防接種法に基づく予防接種の促進を図る。
- 新型コロナウイルス感染症に関しては、まん延防止のため、新型コロナウイルス感染症に対する情報収集・情報発信などを継続的に実施し、備蓄品の配備などを実施しているが、更なる新型コロナウイルス感染症の発生及びまん延を予防するため、取組の推進を図る必要がある。

#### 施策の推進方針

- 感染症予防啓発を毎年度実施していく。
- 感染症対策のための備蓄を継続的に実施する。
- 浸水被害を受けた住居棟の消毒等が適切に実施されるよう関係部署との連携や連絡体制の確保を行う。
- 予防接種法に基づく予防接種の促進を図る。
- 新型コロナウイルス感染症の発生及びまん延を予防するため、取組の推進を図る。

#### 目標

- ・ 感染予防の啓発の実施（毎年度）
- ・ 継続的な感染症対策のための備蓄品の補充
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策の推進

## 2-6 被災地における疫病・感染症の大規模発生 不十分な健康管理による被災者の健康状態の悪化

### 健康管理体制の構築【健康推進課】

#### 脆弱性の評価

- 避難生活の長期化等により被災者は心身ともに疲労していることが予想されるため、健康相談等ができる相談窓口を設置し、被災者等の健康状態を把握できる体制を整備する必要がある。
- 避難所生活での感染症の流行やトイレ等の住環境の悪化、車中避難による静脈血栓塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、関係機関と連携して予防活動を継続的に行う必要がある。

#### 施策の推進方針

- 避難生活の長期化が見込まれる場合、被災者のための健康相談（こころの相談を含む）窓口を設置する。
- 感染症予防啓発の実施。

#### 目標

- ・被災者のための健康相談（こころの相談を含む）窓口の設置
- ・感染症予防啓発の実施（毎年度）

## 2-7 劣悪な避難生活環境による被災者の健康状態の悪化・死者の発生

### 要配慮者支援体制の推進【防災安全課】

#### 脆弱性の評価

- 高齢者や要介護認定者、身体障がい者の方など、災害発生時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者に対し、要支援者台帳への登録を勧奨し、地域の行政区長及び民生委員児童委員、社会福祉協議会、警察署等と情報を共有し、災害発生時又は災害発生のおそれがある場合に、避難行動要支援者が迅速かつ安全に適切な避難支援を受けられることができるよう取組を行っている。引き続き、避難行動要支援者が迅速かつ安全に適切な避難支援を受けられることができるよう、制度の周知及び関係機関等との連携に図る必要がある。

#### 施策の推進方針

- 引き続き、避難行動要支援者が迅速かつ安全に適切な避難支援を受けられることができるよう、制度の周知及び関係機関等との連携に努める。

#### 目標

- ・ 要支援者台帳登録者数 1,020件（令和2年）⇒2,000件（令和5年）
- ・ 要配慮者支援体制における関係機関等との連携強化

## 2-7 劣悪な避難生活環境による被災者の健康状態の悪化・死者の発生

### 避難所・避難場所の整備【防災安全課】

#### 脆弱性の評価

- 災害時の市民の安全かつ迅速な避難のため、指定避難所（23 か所）、臨時避難所（23 か所）、その他避難所（70 か所）を避難所と定め、表示板等で掲示するとともに、ハザードマップや市のホームページなどで周知するとともに、指定避難所を中心に食料や飲料水、生活用品等の備蓄を進めている。想定される災害や地域の特性を踏まえた避難所を確保するとともに、市民への周知や備蓄品の管理に取り組む必要がある。
- 災害発生時の円滑な避難所の開設、運営のための「避難所運営マニュアル」を策定し、避難所開設担当者や施設管理者等に配付し、啓発を行っている。今後も、状況に応じ避難所運営マニュアルの見直しに取り組む必要がある。

#### 施策の推進方針

- 想定される災害や地域の特性を踏まえた避難所を確保・見直しを行い、適切な維持管理及び周知を行う。
- 災害発生時に適切な避難生活を行えるよう、必要な食料や飲料水、生活用品等の備蓄を行い、適切な管理を行う。
- 近年の災害の状況等を踏まえ、また、地域防災における男女共同参画の視点を導入するなど、必要に応じ、「避難所運営マニュアル」の見直しを行う。

#### 目標

- ・避難所の維持管理・見直し（毎年度）
- ・備蓄品の見直し及び更新（毎年度）
- ・「避難所運営マニュアル」の見直し（毎年度）

## 2-7 劣悪な避難生活環境による被災者の健康状態の悪化・死者の発生

### 福祉避難所の整備【防災安全課】

#### 脆弱性の評価

- 現在、市内6か所の地域福祉センター等を福祉避難所に定めているが、支援が必要な避難者に迅速に対応できる人員、設備等が十分に確保されていない状況であり、要配慮者の心身の状況等に応じた支援を提供できる福祉避難所の確保を行う必要がある。

#### 施策の推進方針

- 要配慮者の心身の状況等に応じた支援を提供できる福祉避難所を確保するため、市内の障がい者福祉施設や高齢者福祉施設等と福祉避難所に関する協定の締結を推進する。

#### 目標

- ・障がい者福祉施設や高齢者福祉施設等との福祉避難所に関する協定締結数  
0件（令和2年） ⇒ 市内の対象施設との協定締結の推進

## 2-7 劣悪な避難生活環境による被災者の健康状態の悪化・死者の発生

### 被災住民の健康保持を図るための支援体制【健康推進課】

#### 脆弱性の評価

- 大規模な災害が発生した際には、被災地における被災住民の健康保持を図るため、「八女市地域防災計画」に基づき、福岡県及び関係機関と連携を図りながら、避難所等を巡回して被災者の健康相談や保健指導、栄養指導等を行っている。今後も、被災地における被災住民の健康保持のため、福岡県や関係機関等と連携を図り、被災者の健康相談や保健指導、栄養指導等の実施体制を維持する必要がある。

#### 施策の推進方針

- 被災地における被災住民の健康保持のため、福岡県や関係機関等と連携を図り、被災者の健康相談や保健指導、栄養指導等の実施体制の維持に努める。

#### 目標

- ・保健師の研修機会の確保
- ・被災者のための健康相談（こころの相談を含む）窓口の設置